

19監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成19年3月14日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年4月23日

福岡市監査委員	川	口		浩
同	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査結果と措置の件数

18 監査公表第14号（平成18年9月7日付 福岡市公報第5387号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・19件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 委託契約事務に係る設計積算等について注意を求めるもの</p> <p>委託業務の設計積算を行う場合は、委託内容に応じた設計単価、積算基準により設計金額を積算し契約手続きを行う必要があるとともに、業務が完了したときは、契約関係書類に基づく完了検査を行い履行の確認を行わなければならない。しかしながら、平成17年度「日本語ラインプリンタ装置の保守業務委託」において、次のような事例が見受けられたため、契約事務に当たっては、契約事務規則に則り、完了検査による履行の確認を的確に行うよう周知徹底するとともに、内部チェック機能の強化を図られたい。</p> <p>(ア) 設計書では毎月1回点検調整を行うこととしているが、低速日本語ラインプリンタ装置については3ヶ月に1回の点検調整しか行っておらず、設計や仕様書の内容が実態に即したものとなっていなかった。</p>	<p>指摘以降、当該委託契約の終了する平成18年9月まで、毎月の履行確認を行うとともに、今後とも、契約事務規則に則り、適切な事務処理を行うよう所属職員に周知徹底した。</p>
<p>(イ) 毎月完了検査を行っているが、履行の確認を十分に行わないまま、履行が完了したものと認め委託料の支払いを行っていた。</p> <p>（情報化推進課長）</p>	<p>履行確認事務を複数の職員で行うこととし、内部のチェック機能の強化を図った。</p>

<p>イ 賃貸借代金等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>賃貸借代金等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度「電子複写機賃貸借契約」外 5 件の支出において、履行確認完了後、支払までに長期日数を要しているものが多数見受けられた。</p> <p>賃貸借代金等の支出に当たっては、速やかに事務処理等を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(東京事務所)</p>	<p>今後、賃貸借代金等の支出に当たっては、債権者へ請求の催促を行うとともに、請求を受けた際には速やかに事務処理等を行うよう職員に周知した。</p>
--	--

2 財政局

監査の結果	措置の状況
<p data-bbox="229 226 804 315">委託料等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p data-bbox="229 344 804 853">委託料等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成17年度の委託料、食糧費及び役務費の支出において、履行確認完了後、支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p data-bbox="229 882 804 972">今後、支出に当たっては、速やかに事務処理等を行うよう十分注意されたい。</p> <p data-bbox="464 1001 804 1039">(財政調整課 , 指導課)</p>	<p data-bbox="836 226 1394 495">今後、委託料等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者に対して請求書の提出を促すとともに、請求を受けた際には速やかに事務処理等を行うよう職員に周知した。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>ア 委託契約の履行確認について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成17年度の委託契約事務において、委託業務が完了していなかったにもかかわらず、履行確認を適切に行わないまま業務完了と認め、委託料を支出している事例が見受けられた。</p> <p>委託契約の完了検査に当たっては、履行確認を適切に行うよう周知徹底するとともに、内部チェック機能の強化を図られたい。</p> <p>(ア) 「住宅政策検討調査委託」で納品された成果品において、誤記や記載内容の修正箇所等が多数見受けられ、成果品としては不十分なものであったにもかかわらず、これを業務完了と認め委託料を支出していた。</p>	<p>法令等の規定、契約書、及び仕様書等に基づく履行確認を適切に行うため、履行確認事務を複数の職員で行うこととし、内部のチェック機能の強化を図った。</p>

<p>(イ) 「共同住宅住まい方ガイドブック」作成業務委託」において、成果品が納品されていなかったにもかかわらず、業務完了と認め委託料を支出していた。</p> <p>(住宅政策課)</p>	<p>同上</p>
<p>イ 住宅用地等の継続使用許可及び当該使用料の徴収事務について注意を求めるもの</p> <p>公有財産の使用許可期間を更新するときは、福岡市公有財産規則等に則り、許可期間満了の日 30 日前までに継続許可申請を受け付け、許可するとともに、当該使用料を定める期日までに納付させなければならない。しかしながら、平成 17 年度及び同 18 年度の住宅用地等の継続使用許可及び当該使用料の徴収事務において、許可期間が平成 16 年度末で満了しているにもかかわらず、継続使用許可手続きが完了していないものや使用料の請求手続きの遅延により、収納が遅れているものが見受けられた。</p> <p>住宅用地等の継続使用許可及び当該使用料の徴収に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p>	

<p>(ア) 平成 17 年度において , 継続使用許可手続が完了していないものがあつた。また , 使用料の請求手続きの遅延により , 収納が遅れているものが見受けられた。</p>	<p>継続使用許可手続きが完了していなかったものについては , 未申請者に対して指導を行い , 申請手続きを行わせる上で継続使用許可を行った。</p> <p>また , 使用料の請求事務が遅延していたものについては , 事務処理を進め収納済である。</p>
<p>(イ) 平成 18 年度の使用料の請求を , 実査日現在行っていないものがあつた。</p> <p style="text-align: right;">(管理課)</p>	<p>使用料の請求事務が遅延していたものについては , 事務処理を進め , 収納済みである。</p> <p>今後 , 適切に請求事務を行うよう所属職員に対して指導を行った。</p>

6 港湾局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約の事務処理について注意を求めもの</p> <p>港湾局においては，原課契約扱いとなっている委託契約の事務処理について，不祥事防止や事務処理のチェック機能確保の観点から，業者選定及び見積合わせを，業務執行課以外の部内の他の課において執行する旨を局独自のルールとして定め，総務課から各部庶務担当課に通知している。また，同通知により「委託・工事契約執行体制報告書」及び変更の場合の「委託・工事契約執行体制変更報告書(以下「変更報告書」という。)」の提出を求めている。しかしながら，平成17年度委託契約事務や変更報告書の提出について，本市契約事務規則には適合しているものの，局独自ルールに従って事務処理されていない次のような事例が見受けられたため，適切に事務処理されたい。</p>	

<p>ア 委託契約事務等について次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、委託契約の事務処理に当たっては、局独自ルールの周知徹底が図られなかった要因やチェック体制のあり方を含み、適切な事務処理となるよう検討されるとともに各課を指導されたい。</p> <p>(ア) 業者選定及び見積合わせを業務執行課で実施している課があった。</p>	<p>委託・工事契約に関する局独自ルールについては、各所属長へ再度通知を行い、今後は契約時に業者選定及び見積合わせを部内他課で行うよう周知徹底した。</p>
<p>(イ) 平成17年度及び同18年度に組織変更があった部すべてに対して、変更報告書を提出させていなかった。</p> <p>(総務課)</p>	<p>機構整備・人事異動に留意し、年度当初等においては、総務課より「報告書」提出の照会を行うなど確実に執行体制を把握するよう努めることとした。</p>
<p>イ 「博多港振興セミナー／天津運營業務委託」外2委託契約の業者選定及び見積合わせを業務執行課で実施していた。</p> <p>(振興課)</p>	<p>委託・工事契約事務に関する局独自ルールに基づき、今後は契約時の業者選定及び見積合わせを部内他課で行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(工事監査)

1 建築局

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>ア 平成 17 年度「平成 17 年度公営住宅 米田第 1 団地解体工事」 (契約金額 2,614 万 5,000 円)</p> <p>建築局制定の積算の手引きによれば、見積書の徴集は原則として 3 社以上とするとあるが、本工事のうち家屋解体費、産業廃棄物運搬費、同処分費等の見積徴集については 1 社見積りにより行われ、価額の決定がなされていた。</p> <p>今後は、積算の手引きを遵守し、適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>見積書の徴集については、積算の手引に従い、3 つ以上の事業者又は解体工事に係る組合・協会から見積をとり、適正な設計積算を行うよう、あらためて周知徹底を図った。</p> <p>また、係相互間で精査を行うなど内部のチェック体制を強化することとした。</p>
<p>また、次の工事においても同様な事例が認められた。</p> <p>イ 平成 17 年度「平成 17 年度公営住宅 屋形原団地 B 工区家屋除却工事」 (建替整備課)</p>	<p>同上</p>

<p>ウ 平成 15 年度「平成 15 年度公営住宅 田村四丁目団地管工事」</p> <p>(契約金額 3,707 万 5,500 円)</p> <p>当初設計では，当団地の水道の給水は，隣接する田村住宅の給水塔より給水することとしていた。</p> <p>工事途中に，水道局本管よりの給水引き込みに計画変更され，直結給水増圧ポンプ方式に設計変更もされた。</p> <p>設計変更時には，すでに当初給水方式による給水配管の一部が施工されていたが，この配管が不用となり撤去並びにスクラップ処分されていた。</p> <p>今後は，十分な計画性をもった設計発注に努められたい。</p> <p>(住宅建設課)</p>	<p>計画性をもった設計発注を行うため，計画，予算，建設の部門で綿密な協議を行い，事業の進捗状況や地元への対応状況など建設事業に関する情報の共有を図ることとした。</p>
<p>エ 平成 16 年度「平成 16 年度公営住宅 浜松団地新築工事」</p> <p>(契約金額 12 億 3,900 万円)</p> <p>本工事の特殊基礎工事の積算に使用する見積書において，各社の見積書内の項目が不統一であった。そのため本工事の積算にあたっては，適切な見積の比較がされているとはいえない。</p> <p>今後は，見積項目を明確にして見積りを徴集し，適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(住宅建設課)</p>	<p>適切な積算を行うため，見積項目を明確にしたうえで見積依頼を行うよう所属職員に周知徹底した。</p>

<p>オ 平成 16 年度「平成 16 年度市営拾六町住宅 10・11 棟エレベーター工事」 (契約金額 2,824 万 5,000 円)</p> <p>本工事は優良住宅部品として認定を受けた階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路建物一体）を設置するということで、エレベーター機械設備と昇降路建物、基礎工事等を一括してエレベーター製造メーカーに発注されている。</p> <p>基礎部等の設計積算において、発注課より製造メーカーへの見積り依頼書、製造メーカーより提出された見積書のいずれにおいても基礎部等の仕様が不明確であったにもかかわらずそのまま設計積算が行われていた。</p> <p>基礎工事（土工事を含む。）、杭地業工事は、現場条件等を踏まえ基礎の形状、杭の材質、杭長等の仕様が決定され、安全強度等を確認し設計積算されるものである。</p> <p>設計と工事内容との整合並びに発注者の明確な設計意図の伝達が図られていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算が行われるよう発注方法を含め検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（住宅建設課）</p>	<p>適切な設計積算を行うため、見積り依頼時において、再度各製造メーカーから基礎部の参考図面・杭の仕様の提出を求め、確認するよう改めた。</p>
--	--

2 港湾局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 施工管理について注意を求めるもの 平成 17 年度「中央ふ頭地区 - 7.5 m 岸壁外災害復旧工事」 (契約金額 1 億 9,712 万 7,000 円) 「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が 500 m³ 以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっている。</p> <p>本工事において、産業廃棄物の発生見込量は 500 m³ 以上であったが提出されていなかった。</p> <p>このことに関し、「工事現場における施工体制の点検要領」に基づき、工事監督業務として官公庁への届出等、施工体制の点検が義務づけられているが、その点検が不十分であった。</p> <p>今後は法令が遵守されるよう、適正な監督業務の執行を図られたい。</p> <p>(課長(災害復旧担当))</p>	<p>工事監督業務の執行に際しては、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・同施行規則」及び「工事現場における施工体制の点検要領」に基づき、請負業者に対し官公庁への届出等を指導するとともに、所属職員に対しては、工事監督業務として施工体制の点検を行うよう、職場研修において周知徹底を図った。</p>

<p>イ 設計積算及び契約事務について注意を求めるもの</p> <p>平成 16 年度「香椎浜地区護岸築造工事（その 2）」</p> <p>（契約金額 1 億 2,750 万 6,750 円）</p> <p>本工事において，工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが，その変更の中で，発注時の設計書において自然平石張工自然石の単価を誤って積算していたということを理由に，設計変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い，請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており，契約書に定めのない部分の変更をおこなったことは，適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は，適正な設計積算を図るとともに，適正な契約事務に努められたい。</p> <p>（工務課）</p>	<p>工事の積算に際しては，適正な設計・積算に努めるとともに，より一層，精査を厳密に行うこと，また，工事の設計変更において単価等の修正など，契約書に定めのない部分の変更を行わないよう，職場研修において周知徹底を図った。</p> <p>今後，条件変更等（契約変更）については，変更理由の記載を徹底させ適正な処理に努めることとした。</p>
---	--